

増え続ける児童虐待

あなたの1本の電話で救われる子どもがいます

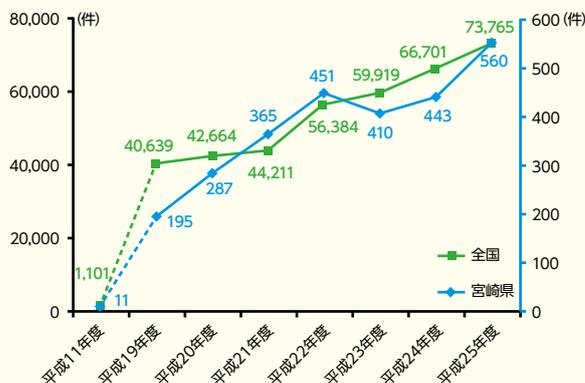
児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの4つに分類されますが、児童相談所の対応件数は年々増加しています。ストップ！児童虐待に取り組みましょう。

児童虐待とは…

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる。溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィーの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

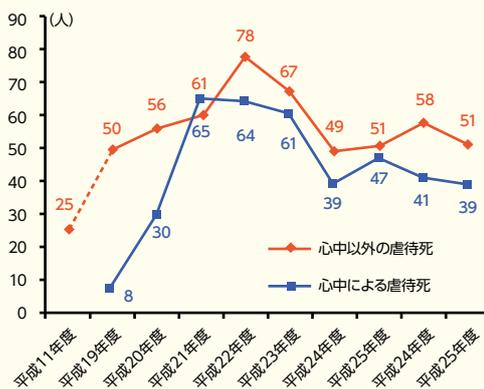
児童虐待の相談対応件数は増え続けています

全国の児童相談所が対応する児童虐待の件数は年々増加しています（厚生労働省）。宮崎県の平成25年度の児童相談対応の件数は前年度より約25%の増加。相談件数の増加の要因は、虐待そのものが増えたことに加え、社会的な意識の高まりで通報が増えたことであると厚生労働省はみています。



児童虐待による死亡の状況

心中以外の死亡が児童虐待による死亡に相当しますが、全国では年間50人前後。心中による死亡を含めると毎年100人弱の尊い子どもの命が失われています（厚生労働省）。宮崎県における最近の児童虐待による死亡事例は、平成21年2人、平成24年1人、平成25年1人、平成26年1人です（児童虐待等死亡事例検証報告書および県警公表情報）。



児童虐待かな？と思ったら、連絡してください

「ためらわず知らせてつなぐ命の輪」(平成26年度「児童虐待防止推進月間」最優秀作品の標語)。児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。私たち一人ひとりが児童虐待に対する理解を深め、主体的な関わりを持つ姿勢が必要です。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます（主唱：厚生労働省・内閣府）。

連絡先

☎ お住まいの「市町村」や最寄りの児童相談所
 ☎ 児童相談所全国共通ダイヤル tel.0570-064-000
 (所管の児童相談所につながります。24時間運用)